○国土交通省告示第七百三十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5046号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－ＶＴ01型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5047号	〃	ＴＫ－27型	〃	〃
第5048号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－26型	〃	〃

○国土交通省告示第七百三十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年六月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4610号	船外機（小型船舶用）	63Ｐ	ヤマハ発動機株式会社	①ドックラッチの爪枚数の変更 ②ギヤの爪枚数の変更
第4611号	〃	64Ｐ	〃	第4610号に同じ

○国土交通省告示第七百四十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年六月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5007号	救命胴衣（固型式）（子供用）	2010Ｃ　型	日本救命器具株式会社	形状及び材質の異なるバックルをオプションとして追加する。
第5008号	救命胴衣（固型式）	2010Ｎ　型	〃	〃
第5009号	〃	ＮＱ－10Ａ　型	〃	〃
第5010号	救命胴衣（固型式）（子供用）	ＮＱ－10Ｃ　型	〃	〃
第5011号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	2010　ＩＦ　型	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年六月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4796号	救命胴衣灯	Ｌ６	Ｄａｎｉａｍａｎｔ Ｌｉｍｉｔｅｄ	ＭＳＣ．226（82）の適合確認

○国土交通省告示第七百四十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年七月一日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　適性診断を実施する者の名称

社団法人千葉県トラック協会

二　主たる事務所の所在地

千葉県千葉市美浜区新港二百十二番地十

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
初任診断	運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前三年間に当該適性診断を受診したことがある者を除く。）	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		

○海上保安庁告示第百四十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	金武中城港南石第一号シーバース灯	
位置	所在地	沖縄県金武中城港（知名埼の北方約五・二キロメートル）
	緯	二六－一四－一〇
	経	一二七－四九－五三
変更した事項	高さ	平均水面上から灯火まで七・〇メートル
	変更年月日	平成二十三年四月二十五日
名称		金武中城港南石第一号灯浮標
位置	所在地	沖縄県金武中城港（知名埼の北方約三・二キロメートル）
	北緯	二六－一三－〇九
	東経	一二七－四九－三一
変更した事項	光度	実効光度三三カンデラ
	光達距離	三・五海里
変更年月日		平成二十三年四月二十五日